

四半期報告書

(第11期第3四半期)

自 平成22年9月1日

至 平成22年11月30日

株式会社パイプロドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	14
(7) 議決権の状況	15

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	17
(2) 四半期損益計算書	18
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	20

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年1月14日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 累計期間	第11期 第3四半期 累計期間	第10期 第3四半期 会計期間	第11期 第3四半期 会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 9月1日 至平成21年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成21年 3月1日 至平成22年 2月28日
売上高 (千円)	838,513	973,067	284,892	331,350	1,140,736
経常利益 (千円)	179,142	179,205	62,298	64,870	247,265
四半期(当期)純利益 (千円)	104,162	112,365	36,420	38,206	146,708
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	186,818	186,831	186,831
発行済株式総数 (株)	—	—	16,368	16,370	16,370
純資産額 (千円)	—	—	1,005,130	1,151,783	1,045,748
総資産額 (千円)	—	—	1,095,748	1,277,710	1,212,332
1株当たり純資産額 (円)	—	—	60,572.85	70,030.19	63,166.10
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6,364.58	6,864.09	2,225.08	2,333.93	8,963.67
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	6,336.32	6,839.86	2,215.47	2,325.97	8,930.93
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	90.5	89.7	85.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	41,552	72,124	—	—	148,960
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△48,872	△44,754	—	—	△70,462
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	54	—	—	—	81
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	—	—	810,615	923,830	896,460
従業員数 (人)	—	—	132	139	133

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表及び連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

3. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありませんが、従来の「データベース・プラットフォーム事業」より「情報資産プラットフォーム事業」へ名称変更をしております。

なお、平成22年12月1日開催の取締役会において、インターネット広告やインターネットメディアに係る分野への取組として、新規事業「メディアEC事業」を開始することを決議いたしました。

「メディアEC事業」は、クライアントのマーケティングやプロモーション活動に貢献できるソリューションを提供することを目的としており、当社が既に展開している「情報資産プラットフォーム事業」との高いシナジーが期待されます。

「メディアEC事業」の開始当初においては、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売を行って参ります。専任の組織とスタッフを配置し、既存クライアントへの提案と共に、新規クライアントの開拓を進めて参ります。

インターネット広告の掲載については、他社のWeb媒体への出稿はもちろん、今後はカテゴリーに特化した自社媒体の構築・運営を行いながら、広告効果と利益率の向上を狙って参ります。

さらに、将来的には、当社が提供するプラットフォーム「スパイラル(R)」の機能と、お預かりしている情報資産との連携を進めながら、当社の強みを活かした、当社独自の高付加価値事業の育成を目指して参ります。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（人）	139	(1)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パート及び嘱託社員）は、当第3四半期会計期間の平均雇用人員（外書き）で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

情報資産プラットフォーム事業	当第3四半期会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	前年同四半期比 (%)
スパイラル(R) (千円)	322,236	113.1
スパイラルEC (千円)	9,114	—
合計 (千円)	331,350	116.3

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1四半期会計期間より販売実績をスパイラル(R)とスパイラルECとに区分して表示しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国の経済状況は、輸出の弱含み、生産の減少など、景気はこのところ足踏み状態となっており、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

一方、インターネット業界においては、総務省の平成21年「通信利用動向調査」によると、ASP・SaaSを利用している企業の割合は、20.0%（対前年比4.5ポイント増）と5社に1社が利用している状況であり、利用企業のうち、効果があったと回答した企業は78.5%（対前年比4.6ポイント増）と着実に増加しております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用できる環境をASP・SaaS形式で提供する「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、ASP・SaaS（クラウド）方式で提供する情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」のアカウント数の増加に取り組んでまいりました。従来の営業組織体制を、顧客の業種・業態に応じてソリューションを提案する組織体制に変更すると共に、サポート体制の差別化として、操作方法の説明にとどまらず、お客様の情報資産運用を提案する「ユーザーズデスク」を設置したこと等により、新規顧客の獲得や「スパイラル(R)」の継続利用につなげました。

また、平成22年4月に「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.27を提供いたしました。主な新機能として、「認証API」、「画像型フィールド」等があり、このバージョンアップの結果、お客様が保有する情報資産の積極的な運用推進が可能となり、従来の情報資産管理にとどまらず、安全性はそのままに、他社・他システムとの連携による情報資産の価値向上を簡易に図ることができるようになりました。他社との連携としては、株式会社ピースマインドと連携し、「こころの健康診断」の提供を開始いたしました。「スパイラル(R)」のオンライン診断ツールで従業員のストレス状況が把握できるようになるだけでなく、メンタルヘルス不調者は休職に至る前に、ピースマインドが提供するカウンセリング等のオプションサービスの利用が可能になります。メンタルヘルス不調者の早期発見ができる、企業人事部向けのアプリケーションとしては初の本格的なサービスとなります。

平成22年9月には、「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.28を提供いたしました。新機能として、「揭示版」、「ファイル便」、「ならべて見せようショーケース」があり、「スパイラル(R)」におけるコミュニケーション・デザイン機能が大幅に拡充され、お客様が保有する情報資産の更なる価値向上を図ることができるようになりました。

さらに、平成22年11月に「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.29を発表いたしました。具体的な新機能として、「集計表・グラフ」は、顧客情報や従業員情報、店舗・商品情報やアンケートの回答など、今までDBに眠っていた情報を集計し、多彩なグラフで表現することで、情報をより分かりやすく、より活用しやすくすることができます。「DBオペレーター」は、DBに格納された顧客情報を外出先から閲覧したり、商談情報を登録することができるiPhoneアプリ（注1）です。データの閲覧は、ログイン認証とSSL通信でアクセスが保護されるため、セキュリティを維持しながらのスムーズなデータ操作が可能となります。また、今回のアップデートから完全対応する送信ドメイン認証技術「DKIM」（注2）は、「スパイラル(R)」で配信するすべてのメールに「DKIM」の電子署名を付加するようになります。これにより、メール送信者のなりすましだけでなく、メール本文の改ざんも検知できるようになり、より信頼性の高いメールを送信できるようになります。

これらの結果、「スパイラル(R)」の有効アカウント数は堅調に推移し、平成22年11月30日時点で前期末1,702件より202件増加し、1,904件となりました。

なお、アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC」については、ブランド力向上、人材の育成・増強等に注力している他、データセンターの移設、多様な決済システムへの対応など開発投資を実施し、積極的な先行投資を行いながら事業基盤を強化することを優先しております。これらの結果、「スパイラルEC」のアカウント数は平成22年11月30日時点で41件となりました。

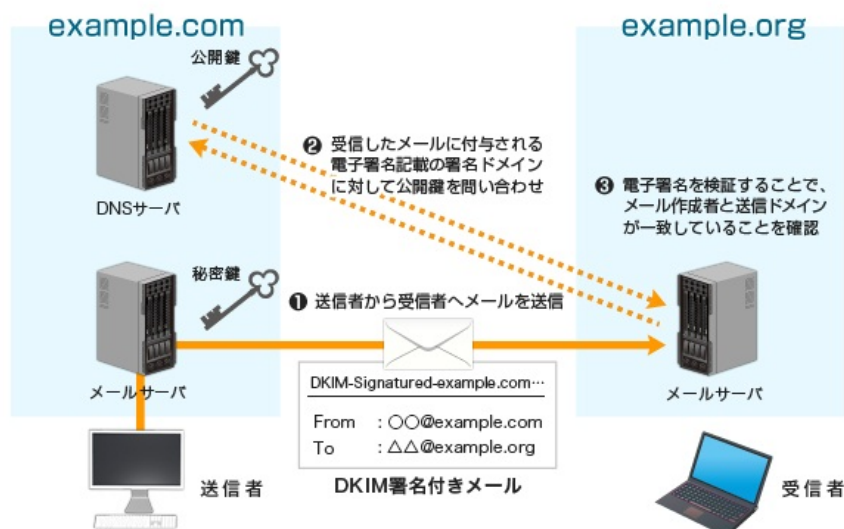
以上の結果、当社平成23年2月期第3四半期会計期間の状況につきましては、売上高は331百万円（前年同四半期比16.3%増）、営業利益は64百万円（同4.1%増）、経常利益は64百万円（同4.1%増）、四半期純利益は38百万円（同4.9%増）となりました。

（注1） iPhoneアプリとは、米国Apple社が開発したiPhone用に作成されたアプリケーションのことで、無料のものと同有料のものがあり、種類も豊富で、電子書籍、ビジネス、教育、ファイナンス、ニュース、ゲームなど様々なものがあります。

iPhoneはApple Inc.の登録商標です。iPhone商標は、「アイホン株式会社」のライセンスに基づき使用されています。

(注2) 送信ドメイン認証技術「DKIM」とは、「DomainKeys Identified Mail」の略で、メールの送信元を証明し、本文の改ざんを検知する電子署名技術です。なりすましメール撲滅に非常に有効な技術と言われており、米国では、SNSやECなどの送信（事業）者と、ISPやフリーメールなどの受信（事業）者が双方に対応し始めたことで、堅調に普及が進んでいます。

認証の仕組み



(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ65百万円増加し、1,277百万円となりました。

これは主に、現金及び預金の増加27百万円、売上高の増加に伴う売掛金の増加5百万円、前払費用の増加9百万円、事務所改装等による建物及び工具器具備品の増加6百万円、新サービスの開発等によるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加19百万円によるものです。負債は、前事業年度末に比べ40百万円減少し、125百万円となりました。これは主に、未払金の増加5百万円、前受金の増加13百万円、賞与引当金の増加28百万円、賞与の支払い等による未払費用の減少55百万円、未払法人税等の減少34百万円によるものです。純資産は、前事業年度末に比べ106百万円増加し、1,151百万円となりました。これは主に、四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加112百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第2四半期会計期間末に比べ3百万円減少し、923百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動の結果得られた資金は、8百万円（前年同四半期24百万円の支出）となりました。これは主に、法人税等の支払による支出54百万円により減少したものの、税引前四半期純利益64百万円を計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動の結果支出した資金は、12百万円（前年同四半期8百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4百万円、無形固定資産の取得による支出7百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動の結果得られた資金はありません（前年同四半期得られた資金は、ありません）。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間における研究開発費の金額は23百万円であります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況において重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	16,370	16,370	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用してお りません。
計	16,370	16,370	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

①平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	21(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

②平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	15(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	30(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

(1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

(2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③平成20年5月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	198,048
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 198,048 資本組入額 99,024
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3) 新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (5) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日	—	16,370	—	186,831	—	96,831

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,370	16,370	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,370	—	—
総株主の議決権	—	16,370	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高（円）	101,000	165,400	132,000	105,500	89,800	88,500	80,500	80,000	98,900
最低（円）	81,000	90,400	88,600	89,200	82,100	77,200	75,100	73,000	78,000

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	923,830	896,460
売掛金	172,432	167,326
仕掛品	1,398	1,618
その他	20,635	12,339
貸倒引当金	△5,253	△3,558
流動資産合計	1,113,042	1,074,186
固定資産		
有形固定資産	※1 56,716	※1 50,079
無形固定資産	61,580	43,590
投資その他の資産		
差入保証金	43,658	43,736
その他	4,011	1,359
貸倒引当金	△1,298	△620
投資その他の資産合計	46,370	44,475
固定資産合計	164,667	138,145
資産合計	1,277,710	1,212,332
負債の部		
流動負債		
未払金	29,013	23,412
未払費用	9,077	64,774
未払法人税等	20,660	54,973
未払消費税等	※2 13,963	11,437
賞与引当金	28,965	—
その他	24,245	11,985
流動負債合計	125,926	166,583
負債合計	125,926	166,583
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,831	186,831
資本剰余金		
資本準備金	96,831	96,831
資本剰余金合計	96,831	96,831
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	5,860	10,584
繰越利益剰余金	856,870	739,781
利益剰余金合計	862,731	750,366
株主資本合計	1,146,394	1,034,029
新株予約権	5,389	11,719
純資産合計	1,151,783	1,045,748
負債純資産合計	1,277,710	1,212,332

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
売上高	838,513	973,067
売上原価	112,732	123,758
売上総利益	725,780	849,308
販売費及び一般管理費	* 547,086	* 670,813
営業利益	178,694	178,494
営業外収益		
受取利息	157	175
受取手数料	238	460
その他	52	95
営業外収益合計	447	730
営業外費用		
売上債権売却損	—	20
営業外費用合計	—	20
経常利益	179,142	179,205
特別利益		
新株予約権戻入益	—	7,228
特別利益合計	—	7,228
税引前四半期純利益	179,142	186,433
法人税、住民税及び事業税	75,630	74,230
法人税等調整額	△650	△161
法人税等合計	74,979	74,068
四半期純利益	104,162	112,365

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	284,892	331,350
売上原価	42,526	40,293
売上総利益	242,365	291,057
販売費及び一般管理費	* 180,272	* 226,410
営業利益	62,093	64,646
営業外収益		
受取手数料	152	148
その他	52	95
営業外収益合計	205	243
営業外費用		
売上債権売却損	—	20
営業外費用合計	—	20
経常利益	62,298	64,870
税引前四半期純利益	62,298	64,870
法人税、住民税及び事業税	23,348	23,631
法人税等調整額	2,529	3,032
法人税等合計	25,878	26,663
四半期純利益	36,420	38,206

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	179,142	186,433
減価償却費	12,885	19,527
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△453	2,373
受取利息及び受取配当金	△157	△175
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,968	△5,105
たな卸資産の増減額 (△は増加)	560	220
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6,395	2,526
その他	△19,541	△27,165
小計	159,072	178,634
利息及び配当金の受取額	157	175
法人税等の支払額	△117,677	△106,685
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,552	72,124
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△25,748	△19,849
無形固定資産の取得による支出	△23,119	△24,982
敷金及び保証金の差入による支出	△165	—
敷金及び保証金の回収による収入	160	77
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,872	△44,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	54	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	54	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,266	27,369
現金及び現金同等物の期首残高	817,881	896,460
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 810,615	※ 923,830

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年11月30日)	前事業年度末 (平成22年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、63,932千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,626千円です。
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	—

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 217,971千円	給与手当 261,857千円
賞与引当金繰入額 19,993千円	賞与引当金繰入額 21,583千円
研究開発費 44,139千円	貸倒引当金繰入額 2,373千円
	研究開発費 62,916千円

前第3四半期会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 73,340千円	給与手当 86,816千円
賞与引当金繰入額 19,993千円	賞与引当金繰入額 21,583千円
研究開発費 13,151千円	貸倒引当金繰入額 298千円
	研究開発費 23,349千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年11月30日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年11月30日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年11月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 810,615	現金及び預金勘定 923,830
現金及び現金同等物 810,615	現金及び現金同等物 923,830

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年11月30日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,370株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第3四半期会計期間末残高 5,389千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年11月30日)		前事業年度末 (平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	70,030.19円	1株当たり純資産額	63,166.10円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)		当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6,364.58円	1株当たり四半期純利益金額	6,864.09円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6,336.32円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	6,839.86円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	104,162	112,365
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	104,162	112,365
期中平均株式数(株)	16,366	16,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	73	58
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,225.08円	1株当たり四半期純利益金額	2,333.93円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,215.47円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,325.97円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	36,420	38,206
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	36,420	38,206
期中平均株式数 (株)	16,368	16,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	71	56
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期会計期間末におけるリース取引残高は、前事業年度末と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月13日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 宣昭	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 俊哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。